

談合情報対応マニュアル

第1 談合情報としての判断

岩出市が発注する建設工事等（調査、測量、設計業務等を含む。）について入札談合に関する情報があった場合に、その情報を談合情報として取り扱うか否かについては、下記により判断するものとする。

1 入札執行前に入札談合に関する情報があった場合

(1) 当該情報が次のいずれかに該当する場合には、談合情報として取り扱う。

- ① 談合がなされたことを示す具体的物証（例えば録音テープ、談合メモ、談合の現場写真等）があるとき。
- ② 情報提供者の氏名及び連絡先が明らかであり、かつ具体的な入札日時、対象工事名、落札予定者及び入札予定金額を含む内容であるとき。
- ③ 情報提供者が匿名の場合にあっては、具体的な対象工事名、落札予定者名及び落札予定金額を含み、かつ次のいずれかの事項を含む内容であるとき。
 - ア 談合に関与した具体的な業者名
 - イ 談合が行われた日時及び場所
 - ウ 談合のルールや談合の方法
 - エ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない事項
- ④ 情報提供者が匿名の場合で、具体的な対象工事名、落札予定者及び落札予定金額を含む内容だけで、前述③に掲げた事項のア、イ、ウ、エを含まない情報があった場合には、入札を執行し、情報と入札の結果との比較により、取り扱いを決定する。

(2) 談合情報と判断した場合には、情報の内容を別記1号様式の談合情報報告書にまとめ、直ちに岩出市公正入札調査委員会（以下「公正入札調査委員会」という。）へ通報し、速やかに談合情報報告書等（入札執行調書、工事概要書等参考となる資料を添付）を提出するものとする。

なお、報道機関等から寄せられた場合、上記内容を確認するとともに情報内容が不足の場合協力依頼を行い、今後のために情報が寄せられた場合はできるだけ詳しく確認してもらうよう要請を行う。

2 入札執行後に入札談合に関する情報があった場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意する必要があるが、当該情報が次のいずれかに該当する場合には、談合情報として取り扱う。

- ① 談合がなされたことを示す具体的物証があるとき。
- ② 情報提供者の氏名及び連絡先が明らかであり、かつ談合に参加した当事者以外に知り得ない事項を含む内容であること。

第2 事情聴取及び公正入札調査委員会での審議

(1) 事情聴取の方法等

- ① 事情聴取は、総務部長が指名した複数の職員により行うものとする。また、聴取の相手は代表者、または会社の役員等責任のある立場の者が必要であるので、事情聴取の日時等連絡の際には、この旨を伝えるものとする。
- ② 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、別記第3号様式の質問項目を参考とした事情聴取項目について、1社ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行うものとする。
なお、集合場所には必ず、職員を配置し情報交換を防止すること。
- ③ 入札執行前の事情聴取は、具体的物証がある場合等、必要最小限で行う。
- ④ 聴取結果については、別記3号様式により事情聴取書を作成するものとする。

(2) 公正入札調査委員会への報告

総務部長は、事情聴取を行った場合及び情報と入札結果がすべて一致し、入札を無効とした場合は、公正入札調査委員会へ以下のとおり報告するものとする。

- ① 談合情報への対応（経過）
- ② 談合情報報告書
- ③ 事情聴取書
- ④ 工事内訳書の写し及び一覧表（別記第4号様式）並びに入札書（写し）、委任状（写し）
- ⑤ その他必要とする書類（写し）
※ ただし、入札執行前の場合は、①～③

(3) 公正入札調査委員会の審議結果と取り扱い

- ① 入札執行前に談合情報を把握した場合
 - ア 入札執行前に事情聴取した場合
 - ・ 談合の事実が認められる場合→ 入札執行の延期または中止
 - ・ 談合の事実が認められない場合→ 注意喚起を行い、入札執行
 - イ 入札執行後に事情聴取した場合
 - ・ 談合の事実が認められる場合→ 入札の無効
 - ・ 談合の事実が認められない場合→ 落札決定
- ② 入札執行後に談合情報を把握した場合
 - ア 契約締結前に事情聴取した場合
 - ・ 談合の事実が認められる場合→ 入札の無効

- ・ 談合の事実が認められない場合→ 契約締結
- イ 契約締結後に事情聴取した場合
 - ・ 談合の事実が認められる場合→ 契約解除または工事継続
 - ・ 談合の事実が認められない場合→ 工事継続

(4) 注意喚起《入札執行に係る注意事項》

公正入札調査委員会の審議結果、談合の疑義なしとして入札を執行する場合には以下のとおり注意喚起を行う。

- ① 本件入札について談合があったとの通報があったが、入札条件のほか関係法令等を遵守し、厳正に入札すること。
- ② 入札執行後、情報内容と全て一致、若しくは極めて疑わしい場合等には、岩出市建設工事等指名競争入札執行要領第14条第1項第8号により入札は無効とする。

第3 入札結果と対応

1 情報内容と入札結果が全て一致の場合

(落札予定者が一致し、情報金額と落札金額が一致またはその金額の差が予定価格の±0.5%以内の場合。または入札参加業者名が事前にわからない場合は落札予定者とすべての入札参加者が一致の場合)

→ 入札の無効

2 情報内容と入札結果が一部一致する場合

(落札予定者が一致し、情報金額と落札金額の差が予定価格の±2%以内で落札率が90%以上の場合)

→ 落札決定の保留→ 事情聴取→ 公正入札調査委員会での審議

→ 審議の結果→ 落札決定か入札の無効

3 落札予定者が不一致の場合→ 落札決定

4 異なる複数の情報がある場合、または金額幅が大きい場合(予定価格の2%を超える場合)は談合情報として取り扱わない。

第4 入札の無効後の業者選定方法

原則として、すべての業者を入れ替えるものとする。この場合には事情聴取を行わない。ただし、工事内容を変更する場合は、事情聴取を行い、談合の事実が認められた場合は、同一業者の入札参加を認めず必要な措置をとる。

第5 公正取引委員会への通報

- ・ 公正取引委員会への通報は、市長が行うものとし、情報入手、事情聴取から入札等に至る一連の手续等が終了した後に、別記第2号様式によりとりまとめ、公正取引委員会へ通報するものとする。

なお、寄せられた談合情報の内容が刑法第96条の3第2項のいわゆる刑法上の談合罪にあたる疑いがあると思われるときは、警察当局にも通報(別記第2号様式)

するものとする。

- ・ 談合情報として取り扱った案件だけでなく、入札時における入札参加者の行動から、発注機関の経験や寄せられている情報等を踏まえ、入札談合があると推測できる場合についても、別記第2号様式により通報するものとする。
- ・ 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第1審査課（大阪市中央区大手前4丁目1-76大阪合同庁舎第4号館10階 電話06-6941-2193）である。

第6 報道機関への資料提供及び対応

- ・ 公正入札調査委員会として必要に応じ、報道機関へ資料提供を行う。
- ・ 報道機関等から発注者として対応について説明を求められた場合には、総務部長または総務部長が広報担当として指名した職員が対応するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成17年7月12日から施行する。

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報把握日時	平成 年 月 日()	時 分	
情報提供者			
情報の出所	※情報提供者が報道機関等で間接通報者の場合		
情報手段	・電話 ・文書 ・面接 ・報道 ・その他()		
情 報 内 容	入札(予定)日	平成 年 月 日()	時 分
	工事名等		
	談合日時		
	談合場所		
	談合者		
	落札予定者		
	落札予定金額		
	物証の有無	有り()・無し	
	その他		
応答の概要			
受信者	所属	職名	氏名

※情報手段が書面の場合は当該書面の写しを添付すること。

別記第2号様式

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所長

あ て

岩出警察署長

市 長 名

談合情報に関する資料の送付について

岩出市発注の〇〇〇〇工事の入札に係る談合情報に関連する資料を、別添のとおり送付します。

記

- 1 談合情報報告書
- 2 事情聴取書
- 3 入札執行調書
- 4 入札に関連する連絡（無効、延期、取消）
- 5 その他（ ）
（該当するものにマルをすること。）

事 情 聴 取 書

(No.)

工 事 名	年度 第 号	工事
業 者 名		
被 聴 取 者 職 ・ 氏 名		
聴 取 者 職 ・ 氏 名		
日 時	平成 年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分
場 所		
質 問 事 項	聴 取 内 容	
1 仕様書の閲覧は誰が行いましたか。		
2 現場の確認をしましたか。 確認した場合、誰が確認しましたか。		
3 積算見積は誰が行いましたか。 又、積算にどれくらいの時間を費やしましたか。		
4 どのような方法で積算し、最終決定は誰が行いましたか。		
5 今回の積算で価格設定の難しかった単価・内訳はありましたか。		
6 同じ積算方法であれば、見積価格が同額になることはありますか。		
7 受注意欲はありましたか。		
8 今回の情報についてどう思われますか。		
9 談合防止のための社内対策はありますか。		
10 その他必要な事項		

※ 質問事項は談合情報の内容により適宜変更すること

別記4号様式

○○○工事			業者名						備考
工事区分・工種・種別	数量	発注設計額							
			%	%	%	%	%	%	
			%	%	%	%	%	%	
			%	%	%	%	%	%	
～ 中 略 ～									
			%	%	%	%	%	%	
			%	%	%	%	%	%	
			%	%	%	%	%	%	
			%	%	%	%	%	%	
			%	%	%	%	%	%	
直接工事費			%	%	%	%	%	%	
共通仮説費			%	%	%	%	%	%	
共通仮説費(率分)			%	%	%	%	%	%	
共通仮説費(積上分)			%	%	%	%	%	%	
純工事費			%	%	%	%	%	%	
現場管理費			%	%	%	%	%	%	
工事原価			%	%	%	%	%	%	
一般管理費等			%	%	%	%	%	%	
工事価格			%	%	%	%	%	%	

※ 上段には業者の積算額と発注設計額との比率(%)。下段には業者の積算額を記入。